

# 交通規制の本質は 管理制度化だ

京大の各門にガードマンが常駐、そして入構する車の検査、バイクの乗り入れ禁止、更には通りぬける車両の写真撮影、夜間の門扉ロックアウトなど、入構規制の名目での学生管理制度化がなされている。今回の規制に関しては、2月1日発行の「京大広報」No.209に半面報告が載り、3月1日発行のNo.211に決定の条文が載っている。

〈学生無視の、一方的通告・権限を許す!〉

この規制は、安全委員会(委員長、薬学部岡田寿太郎教授)が、下部の交通安全小委員会(委員長、工学部佐々木耕教授)の調査の下に答申を出したものであり、それを今回決定したものである。しかし、その規制の作製段階において、京大の構成員たる学生や教官、職員の意向を一切聞いていなかった事、そして、そういう規制が作られようとしている事を一切説明していない事など、当局の独善性は明白である。また、その発表から実施までの当局の抜き打ち的やり方は、まさに「命あるから、規制を守れ!」という一方的なものなのである。

条文の中では次の様に書いてある。

(広報 No.211, P88.)

## 〈規制の実施〉

第12 二の要項による自動車の規制の実施は、構内に所在する部局の長が当該部局の用に使用する国有財産の管理に関する事務を補助執行する区域について、それぞれ所属職員を指揮して行なうものとする。

2. 前項の部局の長は、同項に規定する規制の実施について必要があるときは、経理部管財課を通し守衛の協力を求めて行なうこととする。

上記の第12号によりあらかじめになるのは、大学の土地、建物すべてこの施設は国有財産であり、それ故、その裏面が使用の一切は大学の構成員が決めるのではなく、国が決めるものだ」という大学当局の姿勢である。この一見、「駆け対する管理」に見える攻撃は、実はその立場上に、学生、教職員の一つ一つの行動、思想に対する攻撃を準備するものである。故に、二の交通規制」を許すことにはできない。

また、この管理制度化攻撃が、国有財産管理規定(78年3月7日付)という不适当な学内規定のもとに国有財産の全管理権限が、総長一人に集中され、それによってはされていることに注目し、監視してゆかねばならない。更に、安全委員会の答申の枠を越えて、総長時計台文部官僚が、私設ガードマンを雇い入れ、当局の「交通規制」に従わない者に対して、写真撮影するといった暴虐を行ない、夜間の各門扉ロックアウトを行なっている事を厳しくしなければならない。

〈学内入構者の選別体制、周辺住民への矛盾のしわよせを糾弾する!〉

この入構の規制は、許可証A.B.C.D.Eによって入るものと選別するものであり、京大関係者とそれ以外の者を分り切るのである。更には、特定地域(広報によれば、吉田地区から概ね40~50kmの空間距離の行政区域とし、そのうち住居から大学までの実距離が2km未満の者を除外した地域)の者のみが入構できるのであり、学外者には時間制限 P.M 5:30までとしており。

# 全学自治会 同意

まさに京大関係者とそれ以外を鑑別、判断するものである。

外国语単位制強化(3回生以上八門のD-Dクラス設置、そして本年の1回生から、一年間に初級日本語を同時にとれないと)が、教養課程年制復活につながるのだ、ということなど、学生管理攻勢の攻勢に迫られている。今こそ「系とは、何いからこれまでと違うのか」それとも「大学の本質とは何か」管理攻勢と行動を固く、行動してゆくものとするのではなく、決断がせまられているのだ。